

著作者人格権の判断に関する裁判例

－「リツイート」事件－

R2.7.21 判決 最高裁 平成 30 年（受）第 1412 号

発信者情報開示請求事件：上告棄却

概要

写真家が自己の氏名を付加して自己のウェブサイトに掲載した本件写真画像を無断で投稿したツイートをリツイートしたことにより、タイムラインで当該写真画像の上下がトリミングされて表示され、氏名表示部分が表示されなくなったことをもって、リツイート者が当該写真家の氏名表示権を侵害したものと判断し、当該写真家がツイッター社に行ったプロバイダ責任制限法に基づくリツイート者の情報の開示請求を認めた事例。

事案の概要

本件は、第 1 審判決別紙写真目録記載の写真（以下「本件写真」という。）の著作者である被上告人が、ツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク）のウェブサイトにされた投稿により本件写真に係る被上告人の氏名表示権（以下「本件氏名表示権」という。）等を侵害されたとして、ツイッターを運営する上告人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4 条 1 項に基づき、上記投稿に係る発信者情報の開示を求める事案である。

主な争点

本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるところから、本件各リツイート者は、本件写真につき「すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示」（同条 2 項）しているといえるのに、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害を認めた原審の判断には著作権法の解釈適用の誤りがあるか

経緯

1 被上告人は、写真家であり、本件写真の著作者である。上告人は、ツイッターを運営する米国人である。

2 被上告人は、平成 21 年、本件写真の隅に「©」マーク及び自己の氏名をアルファベット表記した文字等（以下「本件氏名表示部分」という。）を付加した画像（以下「本件写真画像」という。）を自己のウェブサイトに掲載した。

3 平成 26 年 12 月、原判決別紙アカウント目録記載「アカウント 2」のツイッター上のアカウントにおいて、被上告人に無断で、本件写真画像を複製した画像の掲載を含むツイートが投稿された。これにより、本件写真画像を複製した第 1 審判決別紙流通情報目録記載 2（2）の画像（以下「本件元画像

」という。）が、同目録記載 2（2）の URL（以下「本件画像ファイル保存用 URL」という。）の画像ファイルとしてサーバーに保存された。

4 その後、原判決別紙アカウント目録記載「アカウント 3～5」のツイッター上の各アカウント（以下「本件各アカウント」という。）において、それぞれ、上記（3）のツイートのリツイート（第三者のツイートを紹介ないし引用する、ツイッター上の再投稿）がされた（以下、それぞれのリツイートを「本件各リツイート」といい、これにより投稿されたメッセージ等を「本件各リツイート記事」という。また、本件各リツイートをした者を「本件各リツイート者」という。）。これにより、不特定の者が閲覧できる本件各アカウントの各タイムライン（個々のツイートが時系列順に表示されるページ）に、それぞれ第 1 審判決別紙流通情報目録記載 3～5 の各画像（以下「本件各表示画像」という。）が本件各リツイート記事の一部として表示されるようになった。本件各表示画像は、本件元画像の上部及び下部がトリミング（一部切除）された形となっており、そのため、本件氏名表示部分が表示されなくなっている。

5 本件各アカウントの各タイムラインに本件各表示画像が表示されるのは、本件各リツイートにより同各タイムラインのウェブページ（第 1 審判決別紙流通情報目録記載 3～5 の各 URL のウェブページ。以下「本件各ウェブページ」という。）に本件画像ファイル保存用 URL の本件元画像ファイルへのリンク（いわゆるインラインリンク）が自動的に設定されるためである。

すなわち、本件各リツイートがされることによって、自動的に、上記リンクを指示する情報及びリンク先の画像の表示の仕方（大きさ、配置等）を指定する情報を記述した HTML（ウェブページの構造等を記述する言語）等のデータ（以下「本件リンク画像表示データ」という。）が、本件各ウェブページ（リンク元のウェブページ）に係るサーバーの記録媒体に記録される。インターネットを利用してウェブサイトを閲覧する者（以下「ユーザー」という。）が本件各ウェブページにアクセスすると、自動

的に、①本件リンク画像表示データが、本件各ウェブページに係るサーバーから同ユーザーの端末に送信され、②これにより、同ユーザーの操作を介することなく、本件元画像のデータ（リンク先のファイルのデータ）が、本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから上記端末に送信され、③上記端末の画面上に当該画像が上記指定に従って表示される。上告人が提供しているツイッターのシステムにおいては、リンク先の画像の表示の仕方に関するHTML等の指定により、リンク先の元の画像とは縦横の大きさが異なる画像やトリミングされた画像が表示されることがあるところ、本件においても、これにより、本件各表示画像は、上記（４）のとおりトリミングされた形で上記端末の画面上に表示され、本件氏名表示部分が表示されなくなったものである。

裁判所の判断

『被上告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである（なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである。）また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。

そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるというにとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはしない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれぬ。そうすると、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないというべきである。』

『以上によれば、本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害したものである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。』

『前記事実関係等によれば、本件各リツイート者は、その主観的な認識いかんにかかわらず、本件各リ

ツイートを行うことによって、前記第1の2（5）のような本件元画像ファイルへのリンク及びその画像表示の仕方の指定に係る本件リンク画像表示データを、特定電気通信設備である本件各ウェブページに係るサーバーの記録媒体に記録してユーザーの端末に送信し、これにより、リンク先である本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーから同端末に本件元画像のデータを送信させた上、同端末において上記指定に従って本件各表示画像をトリミングされた形で表示させ、本件氏名表示部分が表示されない状態をもたらし、本件氏名表示権を侵害したものである。そうすると、上記のように行われた本件リンク画像表示データの送信は、本件氏名表示権の侵害を直接的にもたらしているものというべきであって、本件においては、本件リンク画像表示データの流通によって被上告人の権利が侵害されたものということができ、本件各リツイート者は、「侵害情報」である本件リンク画像表示データを特定電気通信設備の記録媒体に記録した者ということができる。』

検討

裁判所は、本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはないとし、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作者名を表示したことになるものではないと判断した。

なお、本判決の射程は、判決文にあるように、元ツイートに掲載された画像が、元ツイートをした者自身が撮影した写真であることが明らかである場合には、著作者自身がリツイートされることを承諾してツイートしたものとみられることなどからすると、問題が生ずるのは、出所がはっきりせず無断掲載のおそれがある画像を含む元ツイートをリツイートする場合に限られるといえる。

実務上の指針

リツイート機能のようにツイッターの仕様によって画像がトリミングされた場合であっても、リツイート行為が、氏名表示権の侵害に該当するため、要注意である。

この点、ツイッター以外のインターネット上で他人の著作物の掲載を行う際においても、著作者に無断で、著作物にトリミングなどの改変を行う行為は、氏名表示権以外にも、同一性保持権の侵害に該当する場合もあるので、著作権のみならず、人格権についても注意をする必要がある。

以上